

化御免有之候。寶圓寺・天徳院閉門可仕旨申來候。微妙公御代以來永光寺は時めき不申、總持寺扱は僧録司は寶圓寺に極り候所、永光寺訴に付總持寺同前、却て其上にも立可申存寄に候得共、其儀は調不申候。勸化迄の事は訴の通に成候。元來慶長年中石田治部一亂の節、永光寺一味仕候。其事にて時めき不申候。然所此度江戸表にて其儀は御詮議に出不申候由、永光寺仕合に成候由。

一、飛驒高山米騒動の事

四月飛驒高山にも富山城下同事の騒動出來仕候。向河原町長兵衛と申町人頭取にて、町人の内八人占買仕候由申立、且又材木山飯米に千五百俵出候事を願。夫に付一萬俵許付て出し甚米價高直に成候由。因之如此八人の者家打潰し申候。大庄屋瀬木宗内と申者、是は右米一卷占買は不仕候得共、下知不宜候旨申立一所に打潰し候八人の内に候。畢竟一俵一步二百文充に、當八月延直段にて渡り候様にとの願其通に成候。皆下の勝に罷成候。

一、河原山關所土藏の破却

松雲院様御代、矢野久左衛門河原山御關所詰番の節、越前

役人中より紙面を以申越候は、前々より月に六齋日と相定候て、越前領の者賀州鶴來村へ罷出互市仕候。河原山御關所、夜明候て罷越候故、殊の外下に致難儀候。向後は市日の前夜八時分御關所罷通、其外は只今迄の通、夜明候て致往來候様に仕度旨申越候。久左衛門右の趣致承知候旨返書遣置候て、其上に達御聽候。一向何の被仰出も無之、越前より申越候趣に成來候。當御代に成り吉田宅右衛門詰番の内、御關所に附有之候御土藏及大破候。御修覆相願候得共、近年か様の所に御修覆一向相止候故、其儀に不及候。宅右衛門重て願候は、御土藏の内に鐵炮十挺有之候。御番所に飾置候鐵炮の外に候。鐵炮に指添候品々も有之候。車長持へ入置候は、火事等の爲にも可宜候。左様に被仰付候は、土藏は破却仕候ても可然候旨言上に及候所、其通と被仰出候て、車長持へ入之、御土藏は皆廢却仕候。其後又右車長持殊の外おもく候て、火事等の節百姓共打寄候ても、難除可有御座候。金澤御武具土藏へ遣し置申度ものにて候旨、御家老中へ迄申述候處、御家老中詮議にて一段可然との由にて、金澤へ差上げ申候由。

一、妾を妻とすること御停止

近年士大夫の、家妾を以妻とする事風俗の様に成來、至賤の女にても男子等産仕候へば、多分は妻と稱候。松雲公御嫌に付、御在世の内其願仕者殊の外に稀に候。夫さへも保科肥後守様、御召使の女中を御内様と申に被成候て以後、御大名にも如此に候へば不苦儀、末々迄も彌其趣許多に成來候。當四月廿七日御老中酒井讚岐守殿御宅にて、諸大名以下へ御渡被成候御書出の趣如左。

緣組願申上婚儀相調候外は、妻に仕候儀、向後可爲無用旨被仰出候。先年申達候以後、届置候て妾を妻に仕候者其通にて、以來の儀此度被仰出候通可相意得候。已上。

丑四月 日

一、松平隠岐守の逝去

松平隠岐守殿遠慮、當三月御免被仰出候所、其後氣色御滯、五月廿一日御病死被成候。

一、西國の稻蟲

肥前嶋原領松平主殿領分也當作苗に蟲付候旨、公儀御届有之候。早速燒拂候様に御下知有之候。乍然水田初生の儀故難燒候

由。將又江州邊へも稻苗へ蟲付候。苗莖より蟲生じ候。あふろじと申名ある蟲に候。因茲從禁裏御祈禱被仰付候旨。大津詰人太田新兵衛六月三日歸着。近江の様子申聞候。凡西國邊近年農民困窮いたし、鰯のほしかと申を稻の養に仕事を不得致候。ほしか代物六ヶ敷成候故、鯨魚の油を以養に仕候處、殊の外生立も宜敷相見え申候。去夏も肥過申程に見え悦候處に蟲に成候。左候へば鯨故にても候か。右蟲付の稻井・岬・枯等を食候牛・馬・犬・猫等悉く死失候。鯨は牛・馬等には甚毒に候事は、常に人の存知候儀に候。彌是故に候かとの事。

一、諸侯領内治績の可否

參州岡崎領主 六萬石 水野 監物殿  
領分申付方從前に惣躰宜候由、他領にても其沙汰有之旨相聞候。彌無油斷可被申付旨被仰渡候。

石州津和野領主 四萬三千石 龜井因幡守殿  
領分蟲付損亡に付て、困窮一同に仕候得共、憐愍の趣諸事申付方宜由相聞候。彌無油斷可被申付候。

播州明石領主 六萬石 松平左兵衛督殿